

# 経済建設委員会会議録

平成23年9月9日 10時00分 開会  
11時24分 閉会

網走市議会

午前10時00分 開会

○佐々木委員長

それでは、ただいまより経済建設委員会を開会いたします。

本日の委員会ですけれども、議案3件、報告1件、請願1件、要請2件の合計7件について審議をいたします。

議案につきましては、8月23日開催の説明会において、既に理事者から説明を受けておりますけれども、再度、簡単な説明を受けてから審議に入りたいと思います。

また、議案審議終了後、その他として行政視察についての最終確認をしていただきたいと思います。おります。

では、審議に入りたいと思います。

議案第1号平成23年度網走市一般会計補正予算中、所管分、農林水産業費、農業費、農業農村整備費について6項目ありますけれども、所管的に一緒ですので吉田農政課長から、簡単に説明をいただいで審議したいと思います。

○吉田農政課長

それでは、議案資料17ページをごらんください。

平成23年度網走市一般会計、農業農村整備費、担い手支援畑総事業分担金6地区の補正予算について説明させていただきます。

補正の理由につきましては、北海道畑総事業費が確定し、事業費が減額になることにより、次の経費を減額するものであります。

あわせて、当初、予算要求時に北海道畑総事業における農家負担軽減措置を講じるパワーアップ事業の取り扱いが未定であったため、地元負担金について全額農家負担で取り扱ってりましたが、北海道において食料供給基盤強化特別対策事業、パワーアップ事業が平成23年3月31日付で決定され、最後の事業費が7月に決定したことにより財源補正を行うものであります。

事業の内容につきましては、低コスト化と高品質生産を推進し、地域農業経営の合理化と安定化を図るために6地区において区画整理、暗渠、土層改良を実施するものであります。

なお、補正金額は東網走地区120万円、網走東部地区300万円の減額、網走西地区100万円の増額、卯原内中央地区680万4,000円、網走南部東地区417万円、網走南部西地区100万円の減額とな

り、合計1,517万4,000円を減額するものであります。

歳出予算につきましては、補正前の額、1億9,840万4,000円から、1,517万4,000円の減額補正を行うもので、補正後の額は1億8,323万円となります。

補正額の財源内訳は、分担金1億6,882万9,000円の減額、道補助金7,641万円、市債4,240万円、一般財源3,484万5,000円を増額するものであります。

これに伴いまして、歳入予算として土地改良事業分担金補正前の額1億9,840万4,000円から、1億6,882万9,000円を減額し、補正後の額は2,957万5,000円となります。

また、農業費補助金は7,641万円、農業債4,240万円の追加補正を行うものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

ありがとうございました。

皆さんから何か質問等ございますか。

○近藤委員

地域で、減額、増額の金額にばらつきがあるのはなぜですか。

○吉田農政課長

これは、それぞれの地区で、やる事業の内容によって金額にばらつきが出ます。

ですから、それぞれ暗渠の部分が事業が減額になるとか、土層改良事業は減額になる、それぞれ事業によって金額が違いますので、その地域でやるその事業の内容によって額がばらつくことになります。

○佐々木委員長

その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

よろしいでしょうか。

それでは、道営土地改良事業関係費、6項目については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次に、土木費、道路橋梁河川費、道路橋梁新設改良費について審議したいと思います。

まず、説明をお願いいたします。

○佐藤建設部長

議案資料の18ページをごらんください。

平成23年度一般会計、道路橋梁新設改良費、鱒

浦勇仁川沿線橋梁整備事業の補正予算について御説明をいたします。

本補正にかかる事業の内容であります。昨年春に老朽化により橋げたが落下し、現在、通行どめとしております議案資料19ページに位置を示しています鱒浦地区の市道、勇仁川沿線にかかる橋第1号橋の再整備でございます。

補正の理由及び内容であります。昨年度、事業の工事実施に当たりまして、初めに地盤支持力の調査のためボーリング調査を行いましたところ、地盤に直接、設置を見込んでいました、橋台設置位置、現地盤の支持力が不足をする結果となりましたことから、新たに杭基礎を整備することとしまして、所要経費の追加を行うものでございます。

追加経費としましては、杭基礎設計にかかる委託料300万円、杭基礎にかかる工事費700万円の合計1,000万円でございます。

補正額であります。補正前の額5,000万円に1,000万円の追加をし、歳出、補正後の額6,000万円でございます。

歳入につきましては、国庫からの事業補助率6割となっております。補正前の事業費5,000万円に対して3,000万円、追加の1,000万円に対して600万円、国庫補助金補正後の額に3,600万円を計上したものでございます。

以上、道路橋梁新設改良費補正予算についての説明でございます。

○佐々木委員長

どなたか質問ございますか。

○平賀委員

この杭基礎の整備の試験をされて、それに必要な工事をするということですが、こういった工事は網走市内の、試験も含めですが、事業者さんで行えるものなのかどうかをまず伺います。

○佐藤建設部長

工事の施工をできる業者さんがいるかどうかということですか。調査ですか。

ボーリング調査については市内の測量設計会社さんで調査設計をすることができます。

○平賀委員

まず基本的なところを確認したいというだけで、そこは理解しました。

市内の事業者さんで今回、この補正予算につい

ては対応はできるということよろしいでしょうか。

この測量試験を行った結果を受けて工事、本格工事の発注を、実施設計を含めてなっていくと思うのですが、そういった場合についてまた入札していく形になるかと思うのですが、そういった工事そのものも網走市内の業者さんの技術力とか、機材とかの能力でやれるものは出すお考えですか。

○佐藤建設部長

杭基礎については、特種工事というような意味合いがありまして、元請さんについては橋梁整備工事一本、下部工事の中で出すのですが、杭基礎については、そういった特種機械等を使いますので、恐らく下請というような形になります。

○平賀委員

技術的なもの、あるいは機械の関係でどうしても難しいということで、基本的には可能なものは市内の業者さんにとということで、これからも改めてお願いしたいと思いますが、従来からこの橋、地元では通るのにおかない橋というか、危ない橋ということを言われてきて、今回、流れてしまったという関係がこういう工事になったのですが、この工事の結果、そういうところは多分、改善されると思うのですが、もともとその工事の計画というのは、この橋については計画としてはもともとあったのですか、改良しようという。

○佐藤建設部長

損壊をしたということで、再整備ということになりまして、もともと改良計画についてはございませんでした。

○平賀委員

先ほど申し上げたとおり、この橋は従来から通行される方が怖いということをおっしゃっていたらしいのです。橋げたが流れてしまったので、結果としては人命等には影響はなかったのでしょうかと思いますけれども、改めてこれはいい機会だと思ひまして、橋梁調査も別の事業でやられていますので、こういった危険箇所についての整備というのは計画的にやっていただければと思ひます。

以上です。

○山田委員

この橋が壊れたときから大分たつのですけれども、地域の住民から早くやってくれというような要望が何回もあったと思うのですけれども、ただ恐らくすぐできなかったのは、こういう補助金とか、そういうので使う予定であるからしたとは思っているのですけれども、できるだけこういうときは早めに復旧してほしいという希望があります。

そうして、ここの橋は相当、年数がたっているところで、もともとがさほどの重量を想定しない形でつくられていたと思うのです。この橋ができた後に大きなダンプが通るようになりまして、その上に相当な重量がかかったものに乗せて行くということがありますので、この橋の強度や何かもそれに見合うものを想定してつくっていただければと思います。

そこで、一応、この橋の耐用年数とか、そういうのは想定して今、言ったことが実施される予定でしょうか。その辺、ちょっと詳しく教えてください。

#### ○佐藤建設部長

今、工事の実施時期につきましては、委員おっしゃられるように、なかなか市の単独費では高額ということで、国に補助を申請するということになりまして、ただ、その間、通行ができないということで、とりあえず、その部分の手当てとしては迂回路を早急に整備をしたという状況になっております。

実際、橋梁の整備につきましては、相当昔に、農業事業の中でやられたということで、そういった現在の使われ方を想定をしてないと状況であったということでございます。

いろいろ、そのもともとその道路があって、その沿線の土地利用というのが変わりますと、そういった重車両が今まで想定していなかったものが通るようになるということがありますので、できればその都度対応していくということが望ましいのですが、ただなかなか一遍にすると何千万円もかかる橋梁ですので、土地利用が変わったからといってすぐするということにはなりませんので、その辺は道路の管理、使い方の方向もあわせて本当は考えなければいけなかったのかなと、ちょっと反省をしているところであります。

それと場所については、例えばそういった重量に耐えられる迂回路があるのであれば、重量制限等をおかけということも一つ考えられるかなとい

うふうに思っております。

それで今回、杭基礎ということを実施するわけですけれども、現在、そういった重車両が通るということで、今後はそういったものに対応できる過重を考慮した橋梁ということで、車重量については一般的な道路の土木構造物、大体、40年程度は大丈夫かなということですよ。

#### ○山田委員

わかりました。

あとは、特にないのですけれども、早目によりしくお願いいたします。

#### ○佐々木委員長

そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

#### ○佐々木委員長

それでは、土木費、道路橋梁河川費につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次に、土木費、港湾費、港湾建設費の港湾整備事業費について審議したいと思います。

まず、説明をお願いいたします。

#### ○酒井港湾課長

資料の20ページをごらんいただきたいと思っております。

平成23年度一般会計港湾建設費の補正について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、網走港内の漁港区に荷さばき用の上屋を整備する、そのために所要の経費であります設計費を追加補正するものでございます。

この事業につきましては、網走漁業協同組合さんの要望がございまして、水揚げや荷さばきが行われている物揚に、衛生面を考慮した上屋を整備するもので、計画では縦20メートル、横100メートルの大きさで、鉄骨スチールと屋根による壁を取りつけない建物を予定しております。

建設の予定の箇所は、隣の21ページの位置図をごらんください。建設予定地が港湾施設用地でありますことから、網走市が上屋を建設するものでございますが、施設の整備費の財源につきましては、財団法人網走地区漁業振興基金協会からの寄附を充当することで使われています。

次に、補正額ですが、歳出予算の事業名を漁業関連施設整備事業といたしまして、今回の補正では上屋の設計にかかる委託費として600万円を計

上することとしております。

歳入予算は、産業振興寄附金で、歳出同額の600万円としております。

なお、設計を実施いたしまして、上屋建設費が固まり次第、次期の市議会におきまして所要の工事費を追加補正するという事で考えております。

以上でございます。

**○佐々木委員長**

皆さんから質問ございますか。

**○平賀委員**

建設をするための設計費、了と僕は理解していただけますけれども、参考までにお伺いいたします。

この上屋そのものは市の財産になるのですけれども、使用料等はどのような、完成した後はなるのでしょうか。

**○酒井港湾課長**

財産につきましては、今、委員おっしゃるとおり市の財産になります。

使用料につきましては、今後、このできた施設の維持管理の部分で考えていかなければならない部分でして、漁協のほうは使用料を徴収しないというかわりに、この施設について全面的に維持管理していくと、漁協の負担で行っていききたいというような方向性含めて、今、協議しております。

**○平賀委員**

ただいまの説明で、使用料は徴収しないけれども、維持管理は漁協さんをお願いをするということでしたが、例えば途中で補修する必要性が発生した場合についての維持管理も漁協のほうでそこは対応するという考え方で理解してよろしいですか。

**○酒井港湾課長**

今、委員おっしゃるとおりでございます。

**○佐々木委員長**

その他、ございますか。

(「なし」の声あり)

**○佐々木委員長**

よろしいですね。

それでは、港湾整備事業費につきましても、全会一致をもって、原案可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第5号網走市北海道営畑地帯総合整備事業等分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

**○吉田農政課長**

それでは、議案資料27ページと議案第5号を合わせてごらん願います。

網走市北海道営畑地帯総合整備事業等分担金徴収条例についてであります。制定する理由でございますが、道営畑総事業受益者分担金の徴収に関しては、網走市土地改良事業分担金等徴収条例において、国営、道営及び市営事業とともに土地改良法の規定に基づき、その徴収根拠が定められておりますが、今年度の北海道営畑地帯総合整備事業で、土地改良法に基づかない生産・集落環境整備、農作業準備休憩施設事業が実施されることから、当該事業の分担金徴収にかかる条例整備が必要となったため、地方自治法第224条に基づく当該条例を制定しようとするものであります。

条文の内容でございますが、第1条では徴収の根拠、第2条では分担金の額、第3条では納付義務者について定めたものでございます。

第4条では、分担金の賦課徴収の方法及び時期、第5条では延滞金、第6条は納期限の変更等、第7条では規則への委任を定めようとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○佐々木委員長**

何か質問ございますか。

(「なし」の声あり)

**○佐々木委員長**

では、議案第5号につきましても、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次、議案第7号市道の路線認定についてを議題といたします。

**○中村土木管理課長**

市道の路線認定について、御説明いたします。

29ページの資料5号をごらん願います。

資料の30ページには位置図、31ページには市道認定路線位置図を添付してありますので、あわせてごらんください。

今回の認定する路線は29ページに記載の路線番号696番、大曲湖畔線の1路線となっております。

認定の理由ですが、大曲湖畔園地の魅力ある空間を市民と観光客が学習体験もできる場、コミュニティビジネスができる場として整備をし、体験型観光地として整備を進めており、この施設への接続道路として新認定を行うものでございます。

市道の認定、道路の延長、敷地、幅員等は、資料に記載のとおりとなっております。

以上でございます。

#### ○佐々木委員長

質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

#### ○佐々木委員長

では、市道の路線認定についても、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次に、報告1件ですけれども、網走市導水管漏水事故調査検討委員会の報告を受けたいと思います。

#### ○佐々木施設課長

昨年2月に発生し断水に至った導水管の漏水事故原因等の調査結果につきましては、既に昨年11月の当委員会において報告をいたしているところでありますが、この調査結果の精度を高め、また、今後の導水管の維持管理に資するため、本年2月に設置要綱を定め、網走市導水管漏水事故調査検討委員会を立ち上げ、第1回委員会を本年4月13日から14日、第2回委員会を8月12日に開催したところでございます。

以下、本委員会の審議内容について御報告をいたします。

お手元の資料1号に沿って御説明をいたします。

まず、本委員会の目的であります、水道施設の根幹である導水管の維持管理強化を図るため、漏水事故の原因を解明し、今後の再発防止対策として導水管の維持管理及び更新計画のあり方について提言を求めるというものでございます。

次に、委員の構成でございますが、委員長につきましては京都大学の小池武教授、副委員長に大阪大学の南二三吉教授、委員として日本水道協会工務部中村恒夫規格課長、網走管工事業協同組合関谷七郎事務局長の4名で、委員長、副委員長につきましては第1回の委員会の冒頭に委員の互選並びに委員長の指名により決定しております。

その他の出席者として、調査業務を行った事業者2社から担当者の出席をいただいております。第1回、第2回の委員会のスケジュール等につきましては記載のとおりでございますが、第1回委員会では漏水事故の経過、既存及び追加の調査内容及び現状の事故防止対策等の説明、現地視察を行い、調査資料の内容や事故原因の考察について

審議をいただきました。

また、第2回委員会では、第1回委員会の審議内容の確認と第1回委員会での指摘を受けて作成した再発防止対策案についても評価をいただいております。

次に、本委員会審議の結果、確認された事項について御報告いたします。

資料の4ページをごらんください。

1番目に、第1漏水箇所における事故原因に対する見解であります、委員会としては、次のとおり推定できると判断しております。

①は、破断した溶接継手部に対する考察であります。破断した溶接部の状態は、現在の溶接レベルに比べれば劣るが、当時の溶接レベル、また施工環境を考えればいたし方ないものであったということです。

②は、導水管の埋設環境及び漏水事故発生時の気象状況とその影響についてであります。

昭和60年に布設された道路の雨水排水用横断管が導水管の下部25センチに隣接して交差しており、冬期間は管内に冷気が侵入して、横断管の周囲を凍結、凍上させる可能性があるということです。

実際、ことしの2月9日に観測した結果は記載のとおりで、またそのときの横断管の開口部は雪に埋もれることなく、解放状態でありました。

③は、横断管周囲土壌の凍結、凍上による導水管への影響についてであります。

横断管周囲の土壌が凍結、凍上し、導水管を押し上げるような力が毎年、20年以上繰り返して働いたことにより、徐々に破壊に対する抵抗値が低下していたということで、調査を請け負った事業者が独自に行った破面調査の結果からも確認されております。

もう一つ、導水管に働く外力として、占める割合はわずかですが、地震荷重の作用も可能性として委員会から指摘されております。

④は、事故発生当時の気象状況と事故原因との関連性についてであります。

事故発生当時は、気象庁の記録によっても気温の低下が著しく、③で述べたメカニズム、徐々に破壊に対する抵抗値が低下していたところに、当時の横断管周囲の凍結、凍上現象が相まって事故に至ったものと判断されております。

また、破断面のSEM観察により、管軸方向へ

の引っ張り力により、溶接部の亀裂が進展したものと考えられるとの判断もされております。

⑤は、以上の考察からのまとめでございます。布設当時の溶接レベルとしてはいたし方ない、現在では不完全とされる溶接部に対する外力が繰り返されることにより、破壊に対する抵抗値が低下したことが原因と判断されております。

しかしながら、導水管を布設当初から溶接部の強度が不足していたわけではなく、これは40年間使用されてきた実績からも明らかであると判断されております。

さらに、何らかの外力が一定以上働かなければ、溶接継ぎ手部から破壊が発生することは考えられないため、今回は導水管下部に交差する排水用横断管がその要因であると結論づけられております。

なお、調査の中で溶接継ぎ手部の引っ張り強さの測定をしておりますが、規格値を満足しており、特別な外力が働かない他の溶接箇所では強度が保たれていると判断されております。

次に、事故原因の調査方法についての妥当性についての評価でございますが、調査資料の一部で改善、指摘箇所はあったものの、調査内容全体としては妥当であり、推測される漏水事故原因についても、当委員会の結論と合致しているとの評価であります。

また、調査の精度を高めるため、調査業務を行った事業者が独自で行った破面調査との整合性も確認されております。

次に、資料の6ページをごらんいただきたいと思っております。

2番目の第2漏水箇所の事故原因についてでございますが、漏水箇所が養鶏場内であることから、実際の試験体を採取することができなかったため、土壌や地形の調査及び近傍の廃止管を試験体とした調査をもとに審議をしていただきましたが、判断材料が不足していることから、当委員会としては評価できないとの判断をされたところでございます。

しかしながら、来年度までに道路敷地に布設がえをすることに対しては、調査結果から腐食性の高い土壌であり、現在、養鶏場内に埋設されているということを考えれば、最も妥当な判断であるという評価を受けております。

また、今後、試験体を採取し調査をすることに

対しては、養鶏場内に対するリスクを考えれば必ずしも必要であるとは判断されませんでした。

3番目が導水管漏水事故再発防止対策についてであります。

第1回委員会におきまして、①から③に記載されている水道部で現状で実施している対策につきまして妥当であるとの判断をいただいております。

なお、第1回委員会において、導水管全路線の布設がえが重要であるが、そこに至るまでの中期的対策を具体的に検討する必要があるとの提言を受け、第2回委員会において7ページから8ページ記載の、3) 導水管更新に関する考え方及び4) 導水管更新完了までの再発防止対策案を提示いたしました。

これらについては否定的な意見はございませんでしたが、さらに8ページ、5)の①から⑨に記載しているとおり、より具体的な提言がされておりますので、これを参考として対策案と合わせて今後の導水管維持管理に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○佐々木委員長

ありがとうございます。

以上が報告のなのですけれども、皆さんのほうから何かございますか。

#### ○近藤委員

今の御報告ですと、昨年11月に一たん報告をして、その内容をさらに精度を高めるために改めて今、この検討委員会から報告を受けたということなのですが、具体的にそのつけ加えられた内容を11月の報告からさらにこういう情報が加えられた、またはこういうところについて精度が上がったというところはどこなのでしょう。

#### ○佐々木施設課長

既存の最終報告という形で昨年、調査をした業者さんのほうから報告を受けたもので11月にいただきました。

その後、その資料を学識経験者、大学教授、その方を委員として、その資料を見ていただくとともに、さらに昨年の段階の調査時点では、破断面については満足な調査結果が得られないということで、されてなかった部分を委託した業者独自で破面調査ということで、調査をした結果もこの委員会の中で見ていただきました。

それによって、最終、昨年の報告の結果と今回、この追加資料の結果もあわせて見ていただいて、昨年の最終報告について結論が一致したという形で報告いただいております。

#### ○近藤委員

昨年の11月の段階での最終報告では私も記憶が定かではないところがあるのですが、1カ所目については凍上凍結が要因であった、2カ所目については腐食性土壌が原因であったという、その調査結果について今回の検討委員会は肉づけというか、それで合っていますよというような結論であったということですね。

原因調査方法の妥当性の部分ですが、改善指摘箇所が一部あったというふうに5ページに書かれているのですけれども、具体的にどういう指摘だったのでしょうか。

#### ○佐々木施設課長

委員会の中では、大学教授、専門の方、構造工学系の教授1名と材料工学系の教授1名という形で、委員会の中に入っていたのですが、そのときに表現の仕方がどうしても学術的にといたしますか、学識者としてはこういうふうに直したほうがいいのではとか、その辺で表現の仕方ですね、こういう面で直したほうがいいという助言をいただきましたが、総体的な中身としては変わってはいないです。

#### ○近藤委員

結構、些末な部分と言っていいのですか、細かい意味。

#### ○佐々木施設課長

この業者さんが独自にやられた、そのSEMの関係ですとか、非常にこの中身から余り聞かれないといえますか、原因が溶接不完全、今で比較すると不完全溶接部という形であったのですけれども、それにさらに応力が加わってだんだん材料の抵抗値が少なくなって、そういう中でその一般のその現象を予ひずみとか、そういう言い方をするらしいのですが、そういう部分でそういう専門用語といえますか、そういう形で学識経験者としてはこういう形でとか、そういうことで校正されたといえますか、修正された部分がございます。

#### ○近藤委員

わかりました。

それと、6ページ2カ所目の漏水原因については、結局この検討委員会では評価できないけれど

も、11月の市が出した調査結果については大体合っているでしょうという判断なのですか、この書き方ですと。

#### ○下間水道部長

今の御質問ですけれども、第2漏水箇所につきましては、いろいろ委員会等でも議論になったところでございますけれども、今回、調査結果内容を提示いたしましたけれども、やはり先ほど言ったように材料工学、構造工学の専門家ですので、実際、壊れた部分がないと、そのメカニズムは言えないという話だったのです。

昨年11月に市のほうで見解を示した、従来から異常な導水管で、そのほうに水を流したときに圧力が変化しているといった形なのですけれども、それについても実際、物を見ないと何とも言えないとの判断です。

ですから、それが正しいかどうかという判断はいただけませんでしたけれども、実際、そのこれからさらに検体を取ってとか、そういうことは必要ないでしょうといった見方はいただきました。

実際、ことし、来年にかけて布設がえをすると、道路敷地の中に、そういうことで、実際これの原因を突き詰めていくとかはかなり難しいでしょういう意見をいただきました。

#### ○近藤委員

あと7ページに、今後20年後までに全面更新というふうに、20年という数字を具体的に出されていますけれども、これはこれまでも毎年、更新をされてきていますけれども、それを順調にやっていけば20年という考え方なのか、それとも今回の破損もあったので、少し早めて20年というふうになったのか、どういう根拠で20年という。

#### ○下間水道部長

この20年ですけれども、今回の原因調査の中で、急遽、導水管の現況の調査ですとか、耐力、強度等も調査しております。

その中で、調査結果の中で20年後の安全率ですとか、そういうものも出していただいているのですが、そこではまだ20年後についてもまだ十分、耐力、また安全率は確保されているという報告を受けております。

そこでの20年というような書き方をしております。実際、その更新の今後20年後までに更新するとして、更新の時期ですとか、方法ですとかについては、今後、またさらに検討と調査等を行いな

がら、更新計画については検討していきたいと思っています。

**○佐々木委員長**

よろしいですか。

他の委員はいかがですか。

**○平賀委員**

今、大方のことは近藤委員の質問と同じで、ある程度の理解をさせていただきます。

その第2漏水箇所についてなのですけれども、実際、漏水されたときには当然、土壌を掘り返して修理されていると思いますが、今回、結果としてそのときに壊れた箇所のサンプル採取というのはやられなかったのか。

**○佐々木施設課長**

第2漏水箇所については、先ほども申しました養鶏場内、工事したときには溶接部にそのまま鉄板をかぶせて止水をしたという状態でしたので、その物を取ってという形にはならなかったと。鉄板を亀裂部にあわせて溶接して水をとめたということです。

**○平賀委員**

今回の委員会の中で、その対応については妥当性というのはどうだったのですか。補修をするという観点では、もちろん対応で早期に回復させるという観点が重要なのですが、サンプル調査をするためにその部分を取らなかったことについては、何らかの評価はあったのでしょうか。

**○下間水道部長**

先ほども申しましたけれども、先ほど言ったように養鶏場内にあって、当然、第1漏水現場もそうなのですが、事故があった時点で掘削等、修繕していますけれども、その時点で取るということは不可能で、それをやると多分、断水が二日、三日もかかることになりますので、それはできないという状況でありました。

第1漏水箇所の検体につきましては、昨年秋になりますけれども、不断水という水を止めない方法を新たにやりまして、それを取りました。第2漏水箇所については、そういう作業をするということは、第1漏水箇所でも1週間ぐらいかかったのですけれども、そういうことで養鶏場内でそういう工事をするのはまず難しいですし、承諾も得られないこともありました。

そういうことで、取らなかったということを委員会に報告したのですが、そういうことであれば

どういう対策だということ布設がえをするということになりまして、計画をいたしております。

その時点で、布設がえをするのであれば、少なくとも漏水の原因となった、原因はもう排除されます。ですから、養鶏場内にあるとか、そういうことを考えれば、あえてそこに経費を入れて、調査をしていくという、そこまではする必要はないのではないかと判断はいただいております。

**○平賀委員**

そういった客観的なものがあつたというのであれば理解をいたしますが、今後は万が一、同じような事故があつて、ほかの箇所を含め発生したときには、第1漏水箇所のような形での調査は今後も何かあつた場合は継続的に行われるという考えでいいでしょうか。

**○下間水道部長**

万が一、同じような事故があれば当然なのですが、それがないようにという形で対策をいろいろ書いてあるのですけれども、先ほど言った今後の導水管の更新にかかって時期ですとか、方法とか検討する際に、従来もやっていますけれども、導水管の健全度、現況等の調査は今後も随時行っていきますということです。

**○平賀委員**

確かに、おっしゃるとおり事故が起きない、再発の防止ということが第一でありますので、その点しっかりやっていただきたいというふうに思っています。

いずれにしろ、今後の更新計画策定をされていくということなのですから、更新計画の策定期間についてはいつごろ、この報告を受けて着手するという考えでしょうか。

**○下間水道部長**

今、具体的にいつからということはまだ決まっておりませんが、現在の導水管の耐力、安全率が報告の中で20年は大丈夫ということを受けています。

それまでの間にいろいろ維持管理とか詰めていくのですけれども、実際、一方では財政状況というのがございますので、そちらのほうの財政収支を分析しながら、20年とは言ってもそうゆっくりもしてられませんので、何年かというか、数年のうちには御相談しながら、計画については策定を検討していきたいと思っています。

**○佐々木委員長**

よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

#### ○佐々木委員長

ないようですので、それでは導水管事故等の報告については以上で終わらせていただきます。

次に、請願1件と陳情2件でございますけれども、請願1件、請願第5号JR三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書提出について審議したいと思っております。

#### ○平賀委員

この請願につきましては、採択ということをお願いしたいと思います。

国鉄が分割民営化されて、それぞれの地域の箇所を独自で経営を自立的にやっていくということになった状況の中で、北海道を含めた四国、九州、いわゆる三島会社、それからJR貨物、この部分の営業の継続については非常に厳しい状況が分割民営化されてから現在に至るまで続いているのが現状に思います。

それが、昨今発生しております北海道における車両の老朽化に伴うさまざまな事故につながっていったり、あるいはなかなか実現ができないJRの石北線の高速化のほうにも結局的にはつながっていくのだろうと思っております。

そういった状況の中で、やはり税制特例というのが存在してあって、その部分を恒久化していくというのは引き続き、著しい経営の改善が見込まれる状況に今はないというふうに思っておりますので、そういった意味でも続けていく必要があると思っておりますので、採択をお願いしたいというふうに思います。

#### ○七夕委員

今回、このJR三島に関する、北海道、四国、九州ともども赤字経営を続けているということで、確かに網走市にとってもJRというのはとても大事な重要な要素だと受けとめております。

ただ、今、これだけの経済状況の中で、震災もあった中で、今後どのような形で国のほうとしてどう位置づけていくのかというのは、まだ不透明なこともありますので、国の動向を見ながら判断したほうが良いと思うので、継続ということをお願いいたします。

#### ○佐々木委員長

他に意見ございますか。

#### ○平賀委員

今回の議員間討論がありますので、重ねてお話しさせていただきたいというふうに思います。

今、七夕委員のほうから国の動向をということ御意見がありました。そういった考え方も、もちろんあるということは理解させていただきますが、国の動向が定まっていないからこそ地方から意見を出していくということも一つ意味のあることだというふうに私は思っております、そのためにも今回は採択をしていただいて、必要性について訴えていくということでございます。

今、七夕委員からもあったとおり、網走市にとってもJRの存続、駅があるかないというのは、まちづくりにとっても大きな財産を失いかねないという、結果として万が一のことがあった場合つながり兼ねないというのもありますので、これはやはり網走市のまちづくりを考えた上でもJRがきちっと存続される状況をつくっていくという意味がありますので、改めてその辺、皆さんの御理解をいただければと思います。

#### ○山田委員

今、お話がいろいろありましたけれども、私は固定資産税、都市計画税というのは、網走市に入るものでありますので、あくまでもそれを堅持しながら、JRの貨物につきましては、これはこの貨物の運営が難しいからということではわかりませんが、全体の議論で考えれば他の業種でも同じようなことが言えると思うのです。

それで、今すぐこの恒久化ですから、永久に固定資産税を払わないというようなことではなく、もう少し努力をしていただきまして、固定資産税はやはり網走市の財産ですから、なるべく公正に納めていただきたいというふうな考え方で、これ継続で考えさせていただきたいというふうに私は思います。

#### ○佐々木委員長

ほか、どうでしょうか。

#### ○近藤委員

請願の内容そのものは、たしか2006年に5年延長する形でこの固定資産税、JRの三島会社、貨物に関しては固定資産税、都市計画税の減免するというので、5年前には期限を区切ってなされた政策なのですけれども、今回、恒久化ということちょっと唐突な感を持って読ませていただいたのですけれども、まず結論から言うと私はこれ

は継続すべきだと思っています。

その根拠としては、まず一つはJRの三島会社の経営基盤が脆弱という評価なのですけれども、そこにまず私は一つ疑問を持っていて、例えばJR九州は2年後に株式の上場を前提とした準備を進めていて、運輸以外の収入は50%以上を占めるぐらい、経営体力をつけてきているという現状もあるのです。

そういう中で、ここに書かれているような固定資産税、都市計画税の減免特例を恒久化するというのは非常に不公平感があるというように私は考えていまして、まずここはJR三島会社独自の自助努力をさらに求めたいというふうに思います。

#### ○佐々木委員長

そのほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

#### ○佐々木委員長

大体、意見が出尽くしたと思いますので、これにつきましては継続という声が多いようですので、継続にしたいと思います。

次、陳情第2号軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見書提出についての陳情について議論していただきます。

#### ○平賀委員

これについても恒久化を求めるという、課税免除措置であります。

軽油引取税、それから農林漁業用のA重油に関する石油石炭税の特例措置。

それから地球温暖化の対策として、この燃料に対して税をかけるのだとすればなのですけれども、農業者の負担がふえないような形での配慮をお願いしたいということの陳情でございます。

これについても、農業基盤を守るという意味では、地域にとっては非常に重要なことですので採択でお願いしたいと思います。

#### ○七夕委員

現状として、軽油引取税は申請を上げた時点で免税という措置になると思います。それを恒久化という形にすると、またさっきと同じになりますが、ずっと続けていくという話にはならないと思いますので、これはちゃんと各農家さん、船舶も含めて自助努力がある中で毎年、更新していくという形のほうがいいかと思っています。

もし、考えられるとすれば、この書式だけ面倒くさいという話もありますので、その辺の簡素

化をしてあげることのほうが、まず先に優先ではないかなと思います。

陳情に関しては不採択という形で出したいと思います。

#### ○平賀委員

陳情第3号にも実は同じものが入っておりまして、これを不採択とするとなると、陳情第3号についても関連していることとなりますので、第3号の7番目のところに書いてある、そのほうも考えていかなければならない。

あわせて資料見せることにはちょっとならないと思うのですが、関連する部分があるので、そこをちょっと認識しながら議論をしたほうが。

#### ○近藤委員

議員間討論という形で、恒久化する根拠、求める根拠は何なのかですか。

#### ○平賀委員

実際のところ、さまざまな論議を振りまくところで、よく政権が変わったりするところ、やはり不安感があるということをやまず第一の理由だというふうに思っています。

そういった意味で、恒久化をして農業の自発的発展ができるようにということの意志のあらわれの一つだというふうに私は理解しています。

#### ○山田委員

農業ですから、他の業種もこういうことが上がってくれば恒久化というのは当然だというような考え方のもとですか。他の業種、いわゆるトラック業界も厳しいですから。

#### ○平賀委員

状況によりけり、それはその業界ごとに事情は違いますから、それぞれ個別で判断してもらおう。あらゆるものが恒久化ではないだろうというふうに思いますけれども、農業という点を考えたときにこの地域での基盤でもありますし、食料安全保障というのはますます大事になってきますし、また原発の影響もあって食べられる食料が限られてくるのではないかという議論もある中で、ものすごく重要になってくるというふうに思っていますので、この分野については恒久化を求める、これについては私は賛成だというふうに思います。

#### ○山田委員

話の内容はわかりますけれども、今現在、やはり申請によって免税されていると思いますけれども、そのことを継続して、将来よくなれば課税す

るという形にはなっていると思うのだけれども、恒久にしてしまうと将来、よくなったときも恒久的な免税であるから、それは自分の既得権という形でなかなか税収が上がらない可能性もありますので、私はまずは今、免税で申請をしていただくと、そういう流れで継続でやっていただきたいというふうに思っています。

#### ○平賀委員

ちょっと、1点もしかしたら誤解があるのかなと思います。免税の申請までなくしてくださいということは、多分、どこにも書いていないと思いますので、申請は多分、恒久化されなくても、されても多分するのだと思いますが、七夕委員がおっしゃるとおり、そこは簡素化されることはあってもいいと思いますが、そこはもし誤解があるのであれば、そうではないことは指摘しておきたいと思います。

#### ○栗田副委員長

まず、農業というものを理解した上で、これはこの免税、よく免税軽油という取り扱いの延長について議論しないと、農業政策すべてを理解した上できちっと判断していかなくてはいけない、一般の職業と全く別なものです。漁業も全部そうなのですが、当然、基盤整備をするときに大型重機で均平作業、暗渠排水等の作業も当然、今までそれは農業者でなくても免税されていた部分と、今、大分、免税措置が拡大されまして、道路を走らない、基本的には道路を走らないものは免税するという基本があったのです。

農業政策、皆さん知ってのとおり、この後のほうにちらっと出てきますけれども、ことしから所得補償制度という部分で大きく制度変わります。そういう部分で、では所得補償のほうでたくさん補てんをしてあげて、軽油税はたくさんもらいましょうという考え方があるのかもしれませんが、基本的には税収を上げるという、この部分ということではなくて、必要な営農するために、食料を確保するために必要な原資であるわけです、燃料は。

その燃料を異常な軽油税というものをかけられたことによって、非常に経営に圧迫されるといって、常識で何割、今、三十何円ぐらいが多分、この対象になると思いますので、70円とか、現実的に免税軽油使っている方は70円ぐらいという状況になっているのです。

1日耕作、例えば畑おこしたりする場合に300、400というような燃料をリッターですね、使うような、特に当市においては大型の農業地帯です。その割合というのは非常に多いので、この平成24年3月に期限が切れてしまうということは、来年の3月に切れてしまうので、ことしいっぱいしか使えないという形。

恒久化がいいか悪いかは別にしても、これもちょっとさっきのほうでも引っかけたのですけれども、本来、なくしてしかるべき税なのです。この、今の税制、今、一生懸命、復興税も含めてやっていますけれども、こういうものを整理した上ですべて消費税だとか、いろいろなものに税制を整理しないで、この部分だけ復興困りましたからこれを上げて、これで補てんするみたいな、やり方をずっと今までやってきた、根本的には農業分野と食糧基地、いろいろな部分で自給率、いろいろなこともかんがみるときに、絶対、農業分野の部分で燃料の余分な税金というのは、やはりカットしていかないと、これからの経営が成り立たないのです。

皆さんも知ってのとおり、国の補助なしに農業経営なさっている方はほとんど皆無に等しいと思います。その価格すべてが国により決定しているという現実があるので、一般のビジネス、一般の土木だとかいろいろなことで物をつくったりする産業、運送事業もそうです。運送事業だって、やはり今、すごく運賃のあれで苦しい状態がありますので、一番、多分、軽油なんかを使っている業種だろうと思います。

その辺を当然、考えなくてはいけないし、本来、僕は軽油税はあってはいけないものだと思っているので、消費税程度の課税は構わないけれども、日常使うものに対してかけるのはおかしいなというふうな感覚なので、これは私は採択してほしいなと思います。

#### ○佐々木委員長

どうでしょうか。

近藤委員からは基本的な……。

#### ○近藤委員

私は恒久化できるかどうかの見通しはちょっと、私の中ですとんと落ちないものがあるので、ここは継続していただきたいと思います。

#### ○佐々木委員長

では、さまざまいろいろな意見交換されたところ

るですけれども、基本は全会一致ですので、この陳情第2号につきましても継続ということにしたいと思います。

次、陳情第3号平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する意見書提出についての陳情について審議したいと思います。

#### ○平賀委員

陳情第3号については、先ほど言った7番についての議論が必要になるのだろうと、まず思いますが、それは置いておきまして、TPPの交渉に参加するという問題については、地域そのものの問題であると同時に、国の主権を守れるかどうかのものなのだというふうに思っています。TPPは農業だけではなく、もちろん商業、工業等も関係あるのですけれども、実際に司法権までアメリカにある裁判所、国際機関のところではしか扱えなくなるような情報が結構、急に入ってきて、何かあったときに国内法で裁くことが実ではできなくなるというようなところもあるもので、事実上の不平等条約に近いものだというふうに私は認識しています。

そういった意味でも、このTPPをさせないという意味で、この陳情については取り組んでいかなければならないと思うし、現在の震災と福島第一原発事故を踏まえた農業基盤、改めて食糧基地としての網走市の役割とかが求められるのだと思いますので、積極的に採択したほうが良いと思います。

#### ○佐々木委員長

ほかの皆さんの意見はいかがでしょうか。

#### ○七夕委員

この部分に関しては、記の7以外は平賀委員の言ったとおりだと思いますが、ただ、この記の7の部分、要するに恒久化というふうに書いていますので、その部分の文言整理、または割愛していただければ採択で。

#### ○佐々木委員長

ほかの委員の皆さんはいかがでしょうか。

#### ○山田委員

7番ですね、私も同じなのですが、ここは、ここの表現は先ほどと違って「など」と書いてあるのです。

ですから、文言整理の中であれば、ほか全体はよろしいと思いますので、整理されれば採択です。文言整理されないのであれば継続です。

#### ○佐々木委員長

山田委員は文言整理があれば採択という。

#### ○栗田副委員長

皆さん、7番に引かかっているのですけれども、ということは軽油引取税その他の免税は、ある時期を見てやめて普通に直すという考え方でいいのでしょうか。

#### ○山田委員

そういうわけではなくて、継続して申請をしてやっていくという流れが僕は個人的にそういうふうに思っています。やめるというわけではなくて、継続。今の状況でやめるようなことはない。

#### ○栗田副委員長

今回からちょっと議論しなくてはいけないので、大事な部分なのであれなのですが、僕は先ほど言ったように本来、いろいろな目的税でどんどんつくるだとか、いろいろなことの財源としてそれぞれつくられて、それで軽油に課税したのですが、軽油というのは本当に経済動向に非常にガソリン以上に密接に関連する資源です。

そういう部分が今、高騰している中で皆さんの生活の、要するに物価にもはね返ってくることも現実にあるのです。だから、この部分の本来、僕がさっき言ったようにこれはあってはいけない税なのです。でも、ある程度の道路整備だとかというのは、ほかの財源でもできるような状況になりましたので、これから新規に大きな高速道路を何十本もつくることはないですから、いろいろな意味から考えて、今、ここで本当に一番使って、例えば大型トラック一日、3万も4万円も燃料で使っているわけですから、軽油を。

だから、それが半分になるというのは、非常に効果もありますし、経済的にもいろいろな部分であるということで、本来あってはいけないのだけれども、その税制がしっかりと改善されて、整理された中で初めて当然なくなるでしょうし、いろいろな準備がありますので、それも含めて税を取るといって、取れるところから取るという考え方はなくて、この軽油、ガソリン税も含めてですけれども、それはやはりなくなるべき、少なくしていくべきだと私は考えております。

#### ○平賀委員

先ほど申し上げればよかったです。恒久化という意味を永久にするととらえるのではなく

て、特措法をつくり続けなければ、この制度、免税措置を継続できなくなることをそうでなくするという意味だと私は思うのです。

つまり、それが例えば社会的に実情に合わなくなれば、法律をつくって廃止することはできるわけです。そういう意味の恒久化だというふうに思っているのです、そういった意味で私は採択でいいのだと思っています。

それから、今、栗田副委員長からも提言がありましたけれども、先ほどもあったとおり、道路を走る車両等に対しての課税措置ということだと思います、こういった種の税金は。海で作業、あるいは畑地での作業については、道路ではないということで課税免除措置がこれまでも5年ごとなのでしょう、特措法の形で続けられてきたのだというふうに思うのですが、それが何らかの原因で途切れてしまいそうな危険性を何度か感じられたので、恒久化を求められてきたと。そもそもかけるぐあい、適切ではない部分ですので、きちんと法律をつくって、免税措置が常に継続されるようにするためのものだというふうに思っています、採択することによっていいのかなというふうに思います。

#### ○栗田副委員長

ここでちょっと、吉田農政課長のほうに聞きたいのですが、多分、延長になるという動きはあるのですよね、国のほうでは。まるっきり打ち切りという話ではないのか、そこをちょっと聞きたいのですけれども。

#### ○吉田農政課長

正確な情報というのは、まだ道や何かのは入ってきていませんが、農協と話す中では今、栗田委員がおっしゃっていた感じでいくのではないかと。いうふうには、ただ先ほどから言われているように、やはり政策的なものでころころ変わっている部分があるので、やはり農家の方はそれに対しての不安を持っているという部分もあると思います。

#### ○佐々木委員長

どうでしょうか皆さん、この陳情については。意見的には皆さん……  
暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時14分再開

#### ○佐々木委員長

再開いたします。

それでは、陳情第3号に関しましては、記の7の部分の「恒久化」というところで皆さん、なかなか厳しいのではないかという意見が大方なものですから、ただしこの陳情の趣旨は理解できるということで、何とか意見書を上げたいということで、ちょっと陳情者の意向を確認した上で、もし文言整理ができるのであれば、それを確認した上で意見書を上げるということも考えられますので、今回、継続という形で、今議会中にもう一度、委員会を開きまして、これについては皆さん御審議したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

#### ○平賀委員

その方向でいいのですけれども、陳情第2号についても、この7番を抜き出したような形の陳情ですので、同じようなフレーズですので。

#### ○佐々木委員長

陳情第2号について。

#### ○山田委員

ちょっと内容が若干、違うという、表現上が違うという、「恒久化すること」と「恒久化など」という選択肢のことがあるから、ちょっと違うかなと思うのですけれども。

#### ○平賀委員

そこを含めて確認が必要だというふうに思いますので、同じような扱いの確認をした上で取り扱うというふうにしていきたい。

#### ○佐々木委員長

わかりました。

では、意見がありますけれども、陳情第2号につきましても、この恒久化という部分が除かれると、また同じような方向が見えてくるかと思しますので、これにつきましても陳情者の意向なども確認した上で、次回の委員会でもう一度、諮りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で、案件が終わりましたけれども、理事者側から何か案件ございますでしょうか。

#### ○坂崎水産港湾部長

にっぽん丸市民見学会の応募に係る事務のミスにつきまして御説明をさせていただきたいと存じます。

まずもって、このたび、にっぽん丸の市民見学会の応募に係る事務のミスにつきましては、関係

の皆様にも多大な御迷惑をおかけしまして心よりおわびを申し上げます。

本件にかかります経過及び対応等につきましては、港湾課長から説明させていただきますのでよろしく願いをいたしたいと思っております。

#### ○酒井港湾課長

まず、経過のほうについて御説明させていただきます。

8月22日に起こりました、このにっぽん丸の市民見学会にかかわる応募はがきの誤廃棄につきまして御説明させていただきます。

担当職員から研修生に対する作業工程の指示が明確でなかったということで、既に終わった市民見学会のはがきと一緒に研修生が誤って廃棄処分したものでございます。

港湾課の対応といたしまして、市民見学会につきましては、市民の関心が非常に高かったということから、予定どおりの実施することで、運行会社の御協力を得ることができまして、定員を50名から100名に増大させていただきました。

申込者に対し、市に電話連絡いただけるように呼びかけをいたしまして、8月24日から31日まで再度受け付けを行いまして、9月1日に抽選を行いまして、当選者に対しては電話による連絡をいたしました。

応募の状況でございますが、当初の受け付け状況ではがきの枚数は134枚でしたが、再受け付けいたしました結果、200枚の応募を受けることになりました。

延べの申込者数としましては、当初は365名だったのですが、再受け付けした結果562名ということになってございます。

実施の状況ですが、9月3日土曜日に96名、当日欠席が8名おりましたが、この人数によりまして見学会を実施いたしました。

今後の対応といたしまして、このようなことが起こらないように、このような事業を実施する際におきましては、郵送されてくる応募はがきの台帳作成をするなど、データのバックアップの徹底を図ること、それとともに文書の管理体制につきまして、チェック体制の改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○佐々木委員長

この報告について、何かありますか。

#### ○平賀委員

何か苦情のようなものは今回あったのか。あったのであれば教えていただきたい。

#### ○酒井港湾課長

やはり多かったのは、今回、応募に対して再受け付けをすると、事前にお申し込みいただいた方に対して名簿を再作成するという御説明いたしまして、その方に対しての受け付けという形にさせていただきました。

多くの方はこのようなことがあったのだから、もう1回、最初からリセットして受け付けをするべきではないかというような声、電話が多かったと。御説明をして、皆さんには理解をいただいたことではありましたが、そのようなものがありました。

#### ○平賀委員

どんなものがあったのかなということは理解いたしました。

今後の再発防止については今、お話ありましてとおりにお願いいたします。

#### ○佐々木委員長

よろしいですね。

こういうことは今後ないように、よろしく願いいたします。

案件は以上で終了いたします。

委員につきましては、この後、理事者退席の後、行政視察の確認をしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

#### ○佐々木委員長

再開いたします。

まず、行政視察について、もう一度再度、日程、調査地、調査項目等について確認をしたいと思っております。

資料を見ていただいてよろしいでしょうか。

まず、その前段で委員会報告の取りまとめ方法について皆さんに確認をしたいと思うのですけれども、それぞれ委員会によって発言だけによって報告をするのか、レポート提出できちっと報告をするのかと、いろいろな方法があるのですけれども、基本的にはレポート提出によって取りまとめるといのが主たる方法なのかと思うのですけれど

ども、委員会でそれぞれ皆さんと協議した上で決めるということになってはいますが、どういう取りまとめ方法がよろしいでしょうか。

**○平賀委員**

私の認識では従前はレポートの提出とあわせて委員会の中で状況をそれぞれの委員が報告をしていただいていたので、その取り扱いでいいのかなと思います。

**○佐々木委員長**

皆さん、それでよろしいですか。

あくまで、皆さんそれぞれレポート提出をしていただいた上で、委員会できちっと皆さん、また意見交換をして、取りまとめるという、そういう方法でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**○佐々木委員長**

では、よろしく願いいたします。

ここで、事務局のほうから行程等、説明をしてもらいますので。

申しわけありません、前後しまして。

先ほど言いました、日程等について、それぞれ案が行っていると思いますけれども、このような形で11日出発で、14日帰郷ということで、初日は移動で終わります。2日目は宮古島市でメガソーラー、エコアイランド構想を聞きまして、その後、沖縄電力でメガソーラーの実証研究の施設を見学して視察をします。3日目が読谷村で、コミュニティーバスの運行についてという視察項目でしたいと思います。4日目が糸満市と友好都市ということで、市長と議長に表敬訪問しまして、その後、糸満市の商工会に行きましてかまぼこによるまちおこしについてのお話を伺って、視察を終了するという、その日の午後、こちらに帰ってくるというような行程になりますけれども、このような形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○佐々木委員長**

以上で、経済建設委員会を終了いたします。

午前11時24分 閉会